計算方式

0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）

ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）

ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）

ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）

ｅ：総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業継続の状況の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記３の⑶の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　有資格者数

三　営業経歴　営業年数

③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記３の⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式

３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：別記２中別表第１の業種別年間平均実績高に対応する付与数値

ｂ：別記２中別表第２の自己資本額数値に対応する付与数値

ｃ：別記２中別表第３の業種別有資格者職員数に対応する付与数値

ｄ：別記２中別表第４の営業年数に対応する付与数値

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

平成29年４月１日から平成31年３月31日までとする。なお、２の⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から平成31年３月31日までとする。

8　情報公開について

申請書に記載した内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・ＦＡＸ番号・代表者氏名・建設業許可番号・等級・営業品目・登録地区・企業規模等）は、資格審査後、一般競争参加資格者名簿として公開される。一般競争参加資格者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

9　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　部局長及び申請書の提出場所

北海道地区

北海道経済産業局長

北海道経済産業局　〒060―0808 札幌市北区北８条西２－１－１札幌第１合同庁舎　総務企画部会計課予算係　電話011―709―1774（ダイヤルイン）

東北地区

東北経済産業局長

東北経済産業局　〒980―8403 仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎（Ｂ棟）　総務企画部会計課調度係　電話022―221―4869（ダイヤルイン）

関東・甲信越地区

経済産業省大臣官房会計課長

経済産業省　〒100―8901 千代田区霞が関１－３－１　大臣官房情報システム厚生課厚生企画室管理担当　電話03―3501―6789（ダイヤルイン）

経済産業研修所長

経済産業研修所　〒189―0024 東村山市富士見町５－４－36　管理課会計係　電話042―393―2521㈹

関東経済産業局長

関東経済産業局　〒330―9715 さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　総務企画部会計課管財係　電話048―600―0222（ダイヤルイン）

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁　〒100―8931 千代田区霞が関１－３－１　長官官房総合政策課会計室　電話03―3501―1719（ダイヤルイン）

特許庁長官

特許庁　〒100―8915 千代田区霞が関３－４－３　総務部会計課審査係　電話03―3580―5880（ダイヤルイン）

中小企業庁長官

中小企業庁　〒100―8912 千代田区霞が関１－３－１　長官官房業務管理官室　電話03―3501―1762（ダイヤルイン）

貿易経済協力局貿易保険課長

貿易経済協力局　〒100―8901 千代田区霞が関１－３－１　貿易保険課　電話03―3501―1665（ダイヤルイン）

東海・北陸地区

中部経済産業局長

中部経済産業局　〒460―8510 名古屋市中区三の丸２－５－２　総務企画部会計課管理係　電話052―951―0250（ダイヤルイン）

近畿地区

近畿経済産業局長

近畿経済産業局　〒540―8535 大阪市中央区大手前１－５－44　総務企画部会計課総括係　電話06―6966―6002（ダイヤルイン）